

三平事務所通信 2014.11.1

【女性活躍推進法案－政府が臨時国会に提出】

政府は、臨時国会に「女性活躍推進法案」を提出した。常時雇用する労働者301人以上の企業に対し、女性の登用に関する数値目標や取組内容などを明らかにした「一般事業主行動計画」を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならないとした。同計画は、労働者に周知すると同時に、外部に向け公表する。厚生労働大臣は新たに作成する基準に基づき導計画を認定するなど、各種支援策を講じる。労働者300人以下の企業は努力義務とした。

《法律案のポイント》

1.一般事業主行動計画の策定

○301人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出なければならない。記載事項の内容：計画期間、達成しようとする定量的目標、女性の活躍の推進に関する取組内容、実施時期

○301人以上の企業は女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情を分析した上で、その結果を勘案して、一般事業主行動計画を策定しなければならないこととする。

○301人以上の企業は、策定した一般事業主行動計画を労働者に周知し、公表しなければならない。

2.基準に適合する一般事業主の認定等

○厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の届出をした一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主）からの申請に基づき、女性の活躍の推進に関する取組に関し、基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

3.一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表

○301人以上の企業は、女性の活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

【国民年金未納で財産差押えが大幅増－厚労省】

厚生労働省は、平成26年8月末時点の国民年金保険料の抱負率を取りまとめた。26年度分（4月～7月）の納付率は56.4%で、対前年同期比で1.6%増加した。60.9%だった前年度実績を上回ることを26年度末時点での納付率の目標に掲げている。

今年4～7月における強制徴収の実施状況では、前年度所得などを基に選定した強制徴収の対象者への「最終催告状」の送付が2万8319件、最終催告状送付後も未納を続ける者に対する「督促状」の送付が1万3129件で、「財産差押え」は前年同期比約2600件増の5639件に上った。

【若年者雇用対策の新法制定に向けて議論開始】

厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会は、総合的かつ体系的な若年者雇用対策の充実に向けた体制の整備について、新法の制定を視野に議論を開始した。

年内を目途に取りまとめ、次期通常国会への法案提出を目指す。具体的な論点として次の事項などが挙げられている。

- ① 新卒者等の就職活動からマッチング・定着までの適切かつ効果的な就職支援のあり方
- ② 中退者・未就職卒業者への対応
- ③ フリーター等に対する支援
- ④ 企業における若者の活躍推進に向けての取組み
- ⑤ 施策推進に関する関係者の役割、連携

【コラム】

少子高齢化が急速に進み中で、介護人材の確保は深刻な問題となっている。団塊の世代が75歳以上となってくる2025年度には、介護人材は、237～249万人が必要となると見込まれており、毎年6.8～7.7万人の人材を確保していく必要がある。

そこで、具体的な新規参入の促進と定着を図る取組みが急務とされており、離職率の高さ、低賃金などの課題を踏まえ、以下の視点で取組みを推進していく必要がある。

- ① 参入の促進
 - 学校、学生に対して、介護職のイメージアップを図る取組みの推進
 - 地域の生活支援（高齢者の見守り・配食など）の担い手を増やす
- ② キャリアパスの確立
 - 職員に対するキャリアアップが図れるよう研修の受講支援
 - 資質向上をはかるための人材養成の体系を整理し、介護福祉のキャリアパスの確立
- ③ 職場環境の整備・改善
 - 介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットの開発促進
 - 介護福祉機器の導入促進
 - ICTを活用した業務の効率化
- ④ 処遇改善
 - キャリアパスに合わせた賃金体系の整備
 - 事業主の人材マネジメントの意識改革

多くの人が参入し、定着するためには魅力的な職業と多くの人々に感じられることが大切である。そのための様々な取り組みがあるが、いずれにしても企業だけではなく、行政、学校、民間のサポート、地域社会などが一体となって取り組まなければならない課題である。今後、医療と介護は地域社会において連携を図って一体的に取り組んでかなければならない。なかでも介護人材の確保は、重要政策課題として考えていかなければならない。

三平社会保険労務士事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。